

株式会社エッチアールディほか2社に対する排除命令について

平成17年12月26日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社エッチアールディ（以下「エッチアールディ」という。）、株式会社日本ホームクリエイト（以下「日本ホームクリエイト」という。）及びシルバー精工株式会社（以下「シルバー精工」という。）の3社に対し調査を行ってきたところ、3社が販売している家庭用品（水道水を活性化させることを標ぼうするもの）に係る表示が、景品表示法第4条第2項の規定により、同条第1項第1号（優良誤認）に該当する表示とみなされ、同号の規定に違反する事実が認められたので、本日、同法第6条第1項の規定に基づき、3社に対して、排除命令を行った（別添1、2及び3排除命令書参照）

1 関係人の概要

事業者名	所在地	代表者
株式会社エッチアールディ	横浜市金沢区福浦一丁目1番地1	代表取締役 持摩 正
株式会社日本ホームクリエイト	東京都港区東新橋二丁目18番3号	代表取締役 石田 誠
シルバー精工株式会社	東京都新宿区歌舞伎町二丁目31番11号	代表取締役 佐々木三郎

2 関係人の販売する商品の概要

事業者名	商品名	小売価格	商品の概要
株式会社エッチアールディ	ダイポール	口径20A 28万5000円 口径16A 9万5000円	磁石でできた筒状の商品であり、同商品に水道水を通過させると、風呂場のかびの発生を抑え、台所シンク周りのヌメリを抑えるなどの効能・効果を有する水を生成するというもの。
株式会社日本ホームクリエイト	スーパーハイドロマスター	36万5400円	浄水カートリッジと交流電気分解装置からなる商品であり、同商品に水道水を通過させると、体内の活性酸素を消去できる効能・効果を有する水を生成するというもの。
シルバー精工株式会社	ニューアクアイザー	15万7500円	交流電気分解装置からなる商品であり、同装置に水道水を通過させると、体内の活性酸素を消去できる効能・効果を有する水を生成するというもの。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部景品表示監視室
電話 03-3581-3377（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

3 排除命令の概要

(1) 違反事実の概要

エッチアールディ，日本ホームクリエイト及びシルバー精工の3社は，前記2の商品を一般消費者に販売するに当たり，次のような表示を行っていた（詳細は別表参照）。

	エッチアールディ	日本ホームクリエイト	シルバー精工
表示内容	平成16年1月ころから平成17年12月7日ころまでの間一般消費者に配布していたパンフレット及び平成16年1月ころから平成17年10月21日ころまでの間インターネット上に開設し一般消費者に対し閲覧可能な状態にしているホームページに掲載した広告において，当該商品に水道水を通過させることによって得られる水は，風呂場のかびの発生やバスタブ内の湯あかの発生を抑え，トイレの水あかを付きにくくし，トイレの臭いを解消し，洗濯時に衣類の汚れが落ちやすくふっくらと仕上げ，洗剤の使用量を削減し，台所のシンク周りのぬめりを抑え，食器のしつこい油汚れを落ちやすくするかのように表示。	平成16年6月ころから平成17年12月5日ころまでの間一般消費者に配布していたパンフレットにおいて，当該商品を用いて水道水から生成される飲用には，にんじんやレモンに匹敵する抗酸化力があり，同水を飲むることにより体内の活性酸素を消去できるかのように表示。	平成16年6月ころから平成17年12月10日ころまでの間インターネット上に開設し一般消費者に対し閲覧可能な状態にしているホームページに掲載した広告及び平成17年3月25日ころから平成17年12月9日ころまでの間一般消費者に配布していたパンフレットにおいて，当該商品を用いて水道水から生成される水を飲むることにより，高い抗酸化力で体内の活性酸素を消去できるかのように表示。
実際	当委員会が上記3社に対し上記表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，上記3社は，期限内に当該表示の裏付けとする資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。		

(2) 排除措置の概要

- ア 前記表示は，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を公示すること。
- イ 再発防止策を講じて，これを役員及び従業員並びに自社に登録している販売員に周知徹底させること（エッチアールディ及び日本ホームクリエイトのみ）
- ウ 今後，同様の表示を行わないこと。

エッチアールディ**【パンフレット】**

「大切な「水」に息吹を与え、「マイナスイオン水」に蘇らせる「ダイポール」。あなたの暮らしを快適にサポートします。」と大きく記載の上、
「風呂場のカビ発生やバスタブ内の湯アカ発生を抑えます。」、
「トイレの水アカが付きにくく、臭いも解消します。」、
「洗濯時、衣類の汚れが落ち易くふっくらと仕上がり、洗剤使用量も削減できます。」、
「台所シンク周りのヌメリを抑え、食器洗いが容易になります。」、
「食器のしつこい油汚れが落ち易くなります。」

と表示

【ホームページ】

「よくある質問」と記載した上、

「Q トイレの臭いが気にならなくなるのは？」

A トイレの臭いのもと、アンモニアがほとんどです。アンモニアはプラスの電荷を持っています。このプラスの電荷を持っていることによって、臭いを発生するのです。ダイポールウォーターはマイナスの電荷を持っているため、このプラスのイオンと中和して、臭いを消してくれるのです。水に接している部分だけでなく、トイレ全体の臭いも消し去ってくれます。」

「Q 洗濯のとき、少ない洗剤でもきれいになるのは？」

A ダイポールウォーターはマイナスの電荷を持っていると同時に、ブラウン運動の大きな水になっています。そのため、洗濯する衣類の繊維質にまで入り込み易くなります。また、マイナスの電荷は、汚れの元であるプラスの電荷と反応して、界面活性剤の役目をします。このため、洗剤が少量でも汚れを落とす効果があるのです。」

と表示

日本ホームクリエイト

【パンフレット】

「体内に潜む活性酸素は、生活習慣病をはじめさまざまな病気の原因とされています。」と記載した上

- (1) 「抗酸化力の強い水 抗酸化食品の代表であるにんじんやレモンを毎日食べるほどの量になります。」
- (2) 「スーパーハイドロマスターのミネラル還元水素水が、活性酸素を取り除き、健やかな毎日を応援します。」
- (3) 「体内の還元を助ける救世主、ミネラル還元水素水。私たちの体を酸化させ、蝕んでいく活性酸素。この活性酸素を抑制するには、体内で酸化の逆=還元を行えばよいということになります。そこで必要になるのが「活性水素」。活性水素は活性酸素と結びつき還元して体に無害な水になります。そして水とミネラルが、この活性水素を体内に取り込むための媒体となるのです。ミネラル還元水素水が活性酸素に蝕まれた体を改善できるのはそのためで、その力はさまざまな実験で実証されています。」

と表示

シルバー精工

【ホームページ】

「ミネラル還元水素水の上手な飲み方 ミネラル還元水素水はつくってからすぐ飲むのが理想的。」等と記載した上で、

「「ニューアクアイザー」のミネラル還元水素水は高い抗酸化力で活性酸素を消去します。」

と表示

【パンフレット】

女優がコップに入った水を手にしている写真を掲げ、「元気であるために、お水選びは大切なことですね。」と記載し、「いつでもどこでも コーヒー、お茶、お料理に」等と記載した上で、

「New Aquayzerは、高い抗酸化力で“活性酸素”を消去する働きを持つ「ミネラル還元水素水」をいつでも、どこでも簡単に作れるポットタイプの生成器です。」

「「ニューアクアイザー」のミネラル還元水素水は高い抗酸化力で活性酸素を消去します。」

と表示

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

- 2 公正取引委員会は、前項第一号に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条第一項及び第七条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（排除命令）

第六条 公正取引委員会は、第三条〔景品類の制限及び禁止〕の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項〔不当な表示の禁止〕の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、することができる。

- 2 前項の規定による命令（以下「排除命令」という。）は、公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を記載した排除命令書の謄本を送達して行う。
- 3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十九条の三から第六十九条の五までの規定は、前項の送達について準用する。